

北海道踏切道改良協議会合同会議要綱（案）

（目的）

第1条 北海道踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条に基づき北海道内に設置された地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）が合同で開催を行うことにより、法第4条に定める地方踏切道改良計画の作成及び実施その他北海道における踏切道対策を円滑に進めるために設置する。

（協議事項）

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- （1） 法第4条に定める地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- （2） 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（合同会議の組織）

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の会議を合同で開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省北海道開発局長とし、副議長は、国土交通省北海道運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員の他、必要と認められる者を参加させることができる。

（合同会議の開催）

第4条 合同会議は、議長が自ら、もしくは、各協議会の議長の求めに応じて招集する。

- 2 合同会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより地方踏切道改良計画の作成及び実施に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

（代理の選任）

第5条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 合同会議において協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第7条 合同会議事務局は、北海道開発局建設部地方整備課及び北海道運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年3月30日から施行する。

別表 (第3条関係)

協議会名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
地方踏切道(東3号線 踏切)改良協議会	平成29年1月27日	北海道	北海道旅客鉄道株式会社
地方踏切道(石狩街道 踏切)改良協議会	平成29年1月27日	北海道	北海道旅客鉄道株式会社
地方踏切道(福山道道 踏切)改良協議会	平成29年1月27日	北海道	北海道旅客鉄道株式会社
地方踏切道(三軒屋道 路踏切)改良協議会	令和元年12月25日	函館市	北海道旅客鉄道株式会社